被災労働者の復職にあたっての配慮について（お願い）

被災労働者の復職にあたっては，下記の配慮をお願いいたします。

記

１．被災労働者を復職させるのにあたって配慮をお願いしたい事項

①　復職予定の業務が『軽作業（又は通常作業）の範囲』等であるのか，産業医等の医師から医学的な意見を聴くこと。

・　主治医の判断する『軽作業の範囲』は，被災者本人からの聴取だけでは，必ずしも正確な医学診断を知ることはできない場合が多く，職場巡視を通じて事業場の業務を熟知している産業医の意見を聴取することが最も適しており，健康診断の事後措置と同様の見地から産業医を中心に進めるべきものであること。また，産業医の選任義務のない（労働者数５０人未満の）事業場では，医師に個別に委託して当該措置に関する意見を聴くのが望ましい。

・　主治医と連携を取合うことになることから，診断名とプライバシーには十分な配慮が必要であること。

②　『就業上の配慮』が必要な場合は，当該被災労働者の意見を聴き，就業上の配慮を実施することが適当であること。

※　別紙「休業４日未満の調査表」を参考に手続きを行うとともに，これに記載して，記録を残すことが望ましい。